

東北矯正歯科学会 会則

名 称

第1条 本会は東北矯正歯科学会と称する。

目 的

第2条 本会は歯科矯正学の進歩発展ならびに国民の口腔保健の向上に寄与することを目的とする。

事 務 局

第3条 本会の事務局の所在地は、会長がこれを定める。

会 員

第4条 会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、入会金及び年度会費及び会員1名の推薦書を添えて所定の手続きにより本会事務局に申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第6条 (1)会員は、評議員会において別に定める入会金及び年度会費を支払う義務を負う。
(2)顕功賞受賞者は、満70歳に達した年度の翌年より本会会費を免除する。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、全評議員の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

- (2) 全評議員の3分の2以上が同意したとき.
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき.
- 2 会員が前2条並びに前項の規定により会員資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 4 評議員が会員資格を喪失したときは、評議員資格も喪失したものとする。

役員

第10条 1. 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 評議員 若干名（会員数の10%程度）
- (4) 理事 9名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 若干名

2. 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会において会員のうちから選出する。
- (2) 副会長は、会員のうちから会長が推薦し、評議員会の承認を得て委嘱する。
- (3) 評議員は、会員のうちから別に定める規程に従って選出する。
- (4) 理事は、会員のうちから別に定める規程に従って会長が推薦し、評議員会の承認を得て委嘱する。但し、評議員以外の理事は理事定数の3分の1以内とする。
- (5) 監事は、評議員会において会員のうちから選出する。
- (6) 幹事は、理事会が推薦し、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3. 役員任期は4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。但し欠員により任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員職務

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員は、本会運営に必要な事項を審議する。
- (4) 理事は、総務、財務、学術、編集、広報等の各会務を分掌する。
- (5) 監事は、本会の会務を監査する。

- (6) 幹事は、理事の職務を補佐する。

会 議

- 第12条 1. 会議は評議員会及び理事会とし、会長がこれを招集し、議長となる。
2. 評議員会は、評議員をもって構成され、役員を選出、予算及び決算、事業計画、会則、その他の諸規定の制定及び改廃、その他、会の運営に関する重要な事項を審議する。
3. 評議員会は必要に応じて、具体的な問題を調査審議するために委員会をおくことができる。
4. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成され会務を執行する。
5. 当該年度学術大会の長及び次年度学術大会の長は、理事会に出席することができる。
6. 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。
7. 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議事を決める。賛否同数のときは、議長の決するところによる。但し、あらかじめ委任状を提出した者は出席とみなす。
8. 議長が、必要と認めた時は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

総 会

- 第13条 1. 毎年1回、学術集会の期間中に総会を開催し、会務について報告する。
2. 会務報告の内容を機関誌に掲載する。

事 業

- 第14条 1. 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 毎年1回総会及び学術集会を開催する。
- (2) 機関誌及び会報を発行し、会員に配布する。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
2. 本会の機関誌を発行するために編集委員会をおき、別に規程を定める。
3. 本会の学術行事の企画立案及び評価のために学術委員会をおき、別に規程を定める。
4. 本会の表彰事業を推進するために表彰委員会をおき、別に規程を定める。――
5. 本会の広報・IT・危機管理対策事業を推進するために広報・IT・危機管理委員会をおき、別に規程を定める。

会 計

第15条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第17条 本会の入会金及び会費の額は評議員会の定めるところによる。

解散および精算

第18条 1. 本学会は、評議員会の決議によって解散することができる。

2. 解散の決議は、評議員会構成員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を要する。

3. 解散の決議に当っては、残余財産の帰属先を定めなければならない。

4. 清算人は、解散決議時の会長とする。

第19条 清算人は、次の職務を行う。

(1) 現会務の終了

(2) 債権の取立及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡

附 則

1. 本会則は、昭和60年11月9日から施行する。

2. 本会則は、昭和63年5月21日に改定し、同日から施行する。

3. 本会則は、平成4年5月31日に改定し、同日から施行する。

4. 本会則は、平成6年5月21日に改定し、同日から施行する。

5. 本会則は、平成10年5月30日に改定し、同日から施行する。

6. 本会則は、平成12年5月31日に改定し、同日から施行する。

7. 本会則は、平成14年6月8日に改定し、同日から施行する。

8. 本会則は、平成16年5月16日に改定し、同日から施行する。

9. 第6条3の規程に拘らず、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの任期の役員任期は、平成21年

1月1日から平成24年3月31日までとする。

10. 本会則は、平成22年5月22日に改定し、同日から施行する。

11. 本会則は、平成23年9月19日に改定し、同日から施行する。

12. 本会則は、平成24年5月19日に改定し、同日から施行する。

13. 本会則は、平成26年5月24日に改定し、同日から施行する。

理事選出規程

この規程は、会則第6条第2項(4)号に基づく理事の選出について、必要な事項を定める。

1 東北地区の6県(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)及び3大学(岩手医科大学、東北大学、奥羽大学)を単位として所属する会員のうちから各1名の理事を選出する。但し、評議員以外の理事は理事定数の3分の1以内とする。

2 理事は、会長が推薦し、評議員会の承認を得て委嘱する。

3 任期中に欠員が生じた場合には、所属単位の会員のうちから補充することができる。

附 則

1. 本規程は、平成10年5月30日から施行する。

2. 本規程は、平成23年9月19日に改定し、同日から施行する。

評議員選出規程

この規程は、会則第6条第2項(3)号に基づく評議員の選出について、必要な事項を定める。

1 評議員は、選出評議員と推薦評議員に分ける。

2 選出評議員については、各県の所属会員がその所属会員のうちから選出する。

3 推薦評議員については、各大学の代表が各大学所属会員のうちから推薦する。

4 選出評議員数は、前年度末の会員数10名を一単位として1名の評議員を割り当て、そのつど評議員会において、各県毎の評議員数を定める。一単位未満の場合は、6名超の場合に1名を割り当てる。

5 大学の推薦評議員数は、各大学とも4名以内とする。

6 選出評議員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 選出については郵送投票による。

(2) 開票事務は学会事務局で行う。

(3) 各県単位で得票順に所定数の当選者を決定する。

(4) 得票が同数の場合には会員歴の長い者、次いで年長者を優先する。

(5) 開票には、評議員会で指名された会員3名が立ち会う。

7 任期中に欠員が生じた場合には、得票順に繰り上げ補充する。

8 評議員の追加の必要が生じた場合、会長は会員より若干名の評議員を推薦することができる。

但し評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程は、平成10年5月30日から施行する。
2. 本規程は、平成18年6月10日に一部改定し、同日から施行する。
3. 本規程は、平成23年9月19日に改定し、同日から施行する。

表彰規程

第1章 総則

第1条（趣旨） 東北矯正歯科学会会則（以下「会則」という）第10条第4項の規程に基づき、東北矯正歯科学会に優れた貢献をした者に対する表彰は、この規程に定めるところによりこれを行う。

第2条（表彰の種類） 本会の表彰は次の3種類とする。

- （1） 東北矯正歯科学会の発展のために顕著な功績のあった者に対するの表彰（以下顕功賞という）。
- （2） 東北矯正歯科学会の運営において功労のあった者に対するの顕彰（以下功労賞という）。
- （3） 東北矯正歯科学会雑誌に発表した歯科矯正学分野に関する優秀論文の表彰（以下「学術論文賞」という）。

第3条（表彰委員会の設置） 前条の受賞候補者等を調査選考するため、本会に表彰委員会を設ける。

第4条（受賞者の選考及び決定） 受賞者は、表彰委員会の受賞候補者選考に関わる報告に基づき、理事会の議を経て決定し、選考結果については評議員会において報告する。但し、受賞候補者の選考手続きに関する細則は別に定める。

第5条（表彰者名） 前条の表彰者は、会長名をもって行う。

第6条（表彰の時期） 表彰状等の贈呈は、次年度の総会において行う。

第7条（表彰の方法） この表彰は、表彰状等を贈呈することによりこれを行う。

第8条（表彰の発表） 受賞者の氏名及び業績の内容等は、本会の機関誌に発表する。

第2章 顕功賞

第9条（顕功賞） 顕功賞は、東北矯正歯科学会の発展のために顕著な功績のあった者の中から選び贈呈する。

第10条（顕功賞の人数） この表彰は、4年ごとに若干名を選び実施する。但し、表彰委員会において受賞候補者を特定できなかった場合には、該当者なしとする。

第3章 功労賞

第11条（功労賞） 功労賞は、東北矯正歯科学会の運営において多大な功労のあった会員の中から選び贈呈する。

第12条（功労賞の人数） この表彰は、4年ごとに若干名を選び実施する。但し、表彰委員会において受賞候補者を特定できなかった場合には、該当者なしとする。

第4章 学術論文賞

第13条（学術論文賞） 学術論文賞は、東北矯正歯科学会会員が本学会誌に発表した論文のうち、歯科矯正学に関する優秀なものを選び贈呈する。

第14条（表彰論文の編数） 表彰対象論文は、4年毎に2編以内とする。但し表彰委員会において表彰する論文を特定できなかった場合は、該当論文なしとする。

第15条（対象となる論文の発表時期） 選考の対象となる論文は、選考開始年度を含まない直前の4年間に刊行された本学会誌に発表された原著及び臨床論文とする。

第16条（共著の場合の処置） 表彰論文が共著の場合には、筆頭著者のみを表彰する。

第5章 資金及び経理

第17条（資金及び経理） 表彰のために要する経費は、年次事業会計から支出するものとする。

第6章 雑則

第18条（規程類の変更） この規程及び細則による選考手続きを変更する場合は、評議員会の議決を経ることを要する。

附 則

1. 本規程は、平成14年6月8日に制定し、平成15年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成22年5月22日に一部改定し、同日から施行する。

3. 第10・12・14. 15 条の規定に拘らず、平成24 年の新役員の執行開始年に実施される表彰の期間は3 年とする。
4. 本規程は、平成23 年9 月19 日に改定し、同日から施行する。

受賞候補者の選考手続きに関する細則

表彰委員会規程第4 条の規程による受賞候補者の選考は、この細則に従って行う。

第1 章 顕功賞及び功労賞の選考

- 第1 条 表彰委員会委員長（以下「委員長」という）は、本学会の全ての評議員に対し、顕功賞及び功労賞の候補者名をそれぞれ1 名ずつ所定の用紙に記し記名推薦することを求める。
- 第2 条 委員長は、委員会を開いて第1 条によって推薦された候補者につき、推薦者数を付記した推薦候補者名一覧を作成し委員に配布する。
- 第3 条 委員長は、委員会を開設して、前項推薦候補者の中から顕功賞及び功労賞の候補者名をそれぞれ1 名ずつを記載する無記名投票を求める。
- 第4 条 委員長は、前項の得票結果に基づき得票数の多い順に若干名を選定し、さらに委員会で審議の上受賞候補者を決定する。

第2 章 学術論文賞の選考

- 第5 条 委員長は、本学会の全ての評議員に対し、過去4 年間に本学会誌に発表された学術論文（原著及び臨床論文）の中から、優秀と認めるもの2 編以内を選び、その論文名、著者名、及び刊行年月を所定の用紙に記し記名推薦することを求める。
- 第6 条 委員長は、委員会を開いて第5 条によって推薦された全論文につき、受賞資格を審査の上、刊行年月順に得票数を記入して推薦論文一覧表を作成し委員に配布する。
- 第7 条 委員長は、委員会を開催して前項推薦論文の中から2 編以内の無記名投票を求める。
- 第8 条 委員会は、前項の得票結果に基づき、得票数の多い順に2 編を選定し、さらに委員会で審議の上受賞候補論文を決定する。但し得票数が同じ場合には、出席委員の決選投票によって決定する。

附 則

1. 本細則は、平成14年6月8日制定し、平成15年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成22年5月22日に一部改定し、同日から施行する。

編集委員会規程

この規程は、会則10条第2項に基づき、機関誌発行のための編集委員会の組織及び運営に関し、その必要な事項を定める。

1. (設置時期) 編集委員会は常設委員会とし、新役員の執務開始年度に合わせて設置する。
2. (委員会の構成) 編集委員会は、編集理事及び編集委員若干名によって構成する。
 - (2) 委員は編集理事が会員の中から推薦し、評議員会の承認を得ることとする。
 - (3) 委員は会長が委嘱する。
3. (委員の任期) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、欠員に伴って補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. (委員長の職務) 委員会には委員長をおき、編集理事をもってこれにあてる。委員長は委員会の会務を総理する。
5. (委員長の事故) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

附 則

1. 本規程は、平成14年6月8日に改定し、同日から施行する。
2. 本規程は、平成22年5月22日に一部改定し、同日から施行する。

学術委員会規程

この規程は、会則第10条第3項に基づき、本会の学術行事の企画立案及び評価のための学術委員会の組織及び運営に関し、その必要な事項を定める。

1. (設置時期) 学術委員会は常設委員会とし、新役員の執務開始年度に合わせて設置する。
2. (委員会の構成) 学術委員会は、学術理事及び学術委員若干名によって構成する。
 - (2) 委員は学術理事が会員の中から推薦し、評議員会の承認を得ることとする。
 - (3) 委員は会長が委嘱する。
3. (委員の任期) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、欠員に伴って補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. (委員長の職務) 委員会には委員長をおき、学術理事をもってこれにあてる。委員長は委員会の会務を総理する。

5. (委員長の事故) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

附 則

1. 本規程は、平成14年6月8日に制定し、同日から施行する。
2. 本規程は、平成22年5月22日に一部改定し、同日から施行する。

表彰委員会規程

この規程は、会則第10条第4項に基づき、本会の表彰制度推進のための表彰委員会の組織及び運営に関し、その必要な事項を定める。

1. (設置時期) 表彰委員会は特別委員会とし、新役員の執務開始年度及び表彰実施時期に合わせて設置する。
2. (委員会の構成) 表彰委員会は、会長、総務理事、学術理事、編集理事及び評議員3名の計7名によって構成する。
 - (2) 委員のうち、評議員3名については会長が選出し、評議員会の承認を得ることとする。
 - (3) 委員は会長が委嘱する。
3. (委員の任期) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、欠員に伴って補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. (委員長の職務) 委員会には委員長をおき、会長をもってこれにあてる。委員長は委員会の会務を総理する。
5. (委員長等の審議不参加) 委員長または委員が表彰の候補者に選出された場合は、委員長または委員を辞退するものとし、欠員の補充等については会長に一任することとする。
6. (受賞候補者の選考手続) 顕功賞及び功労賞の受賞候補者選考に関し、表彰委員会は、まず評議員会に受賞候補者の推薦を募ることとする。次に推薦された受賞候補者の中から表彰委員会が受賞者を決定する。
7. (選考結果の報告) 委員長は前条の手続きにより受賞候補者及び候補論文の選考を終えた時は、その結果を直ちに理事会に報告する。
8. (委員長の事故) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

附 則

1. 本規程は、平成14年6月8日に制定し、同日から施行する。

2. 本規程は、平成22年5月22日に一部改定し、同日から施行する。

広報・IT・危機管理委員会規程

この規程は、会則第14条第5項に基づき、広報及び危機管理対応のための広報・IT・危機管理委員会の組織及び運営に関し、その必要な事項を定める。

1. (設置時期) 広報・IT・危機管理委員会は常設委員会とし、新役員の執務開始年度に合わせて設置する。
2. (委員会の構成) 広報・IT・危機管理委員会は、広報・IT・危機管理理事及び広報・IT・危機管理委員若干名によって構成する。
 - (2) 委員は広報・IT・危機管理理事が会員の中から推薦し、評議員会の承認を得ることとする。
 - (3) 委員は会長が委嘱する。
3. (委員の任期) 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、欠員に伴って補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. (委員長の職務) 委員会には委員長をおき、広報・IT・危機管理理事をもってこれにあてる。委員長は委員会の会務を総理する。
5. (委員長の事故) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

附 則

1. 本規程は、平成24年5月19日に制定し、同日から施行する。

(以下余白)